

報道関係者各位

令和7年7月25日

定額減税しきれなかった方へ不足額給付金を支給

令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定し、昨年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じる方や本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して追加で給付を行います。

1. 目的 不足額給付金とは以下の事情により、令和6年度に実施した調整給付金の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。

2. 対象者

(1) 給付 I

調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と調整給付額との間で差額が生じた方に対してその差額を支給

【例】●令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、

「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」
となった方

●こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、

「所得税分定額減税可能額（調整給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」
となった方

●調整給付金事務処理基準日（令和6年8月7日）以降に税額修正が生じたことにより、

「個人住民税分定額減税可能額（調整給付時）」 > 「令和6年度分個人住民税所得割額」
となった方



舞鶴市 税務課（担当：濱上）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1026、FAX：0773-63-9231

E-mail:zeimu@city.maizuru.lg.jp



SDGs 未来都市

(2) 給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

【例】●青色事業専従者、事業専従者（白色）の方

●合計所得金額48万円超の方

3. 給付金の支給手続き

対象者の方には8月下旬から9月中旬に案内を送付する予定にしています。
案内が届かなかった方で対象と思われる方は問い合わせ先まで連絡を。

4. 支給時期

9月下旬からの支給を予定しています。

5. 問い合わせ先 ※8月12日から開設

舞鶴市不足額給付金コールセンター

TEL : 0120-116-477

受付時間：8時30分～20時（土日祝含む）

